

宗教法人「浄土真宗本願寺派」宗規

〔昭和27年5月21日認証〕
〔昭和27年5月31日登記〕

改正	第1回	昭30・6・1	文部大臣認証
	第2回	昭35・5・21	文部大臣認証
	第3回	昭42・5・22	文部大臣認証
	第4回	昭45・4・24	文部大臣認証
	第5回	昭51・6・1	文部大臣認証
	第6回	平2・3・6	文部大臣認証
	第7回	平3・12・20	文部大臣認証
	第8回	平8・10・16	文部大臣認証
	第9回	平12・12・7	文部大臣認証
	第10回	平14・1・29	文部科学大臣認証
	第11回	平16・6・11	文部科学大臣認証
	第12回	平17・3・15	文部科学大臣認証
	第13回	平17・11・28	文部科学大臣認証
	第14回	平20・3・27	文部科学大臣認証

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 役員その他の機関

第1節 役員（第7条—第14条）

第2節 宗会（第15条—第22条）

第3節 削除（第23条—第29条）

第4節 監正局（第30条—第37条の2）

第3章 寺院及び教会（第38条—第52条）

第4章 財務

第1節 会計及び経費（第53条—第57条）

第2節 予算及び決算（第58条—第70条）

第3節 財産管理（第71条—第75条）

第5章 仏教学院等（第76条—第78条）

第6章 宗門投票（第79条）

第7章 補則（第80条—第88条）

附則

第1章 総則

（名称）

第1条 この宗門は、宗教法人法による宗教法人であつて、浄土真宗本願寺派（以下「宗派」という。）といい、その法人規則を「宗規」という。

（目的）

第2条 この宗派は、親鸞聖人を宗祖と仰ぎ、門主を中心として、宗制を遵守する個人及び団体を包括し、浄土真宗の教義をひろめ、法要儀式を行い、僧侶、寺族及び門徒その他の信者を教化育成し、その他この宗門を護持発展させるための業務及び

事業を運営することを目的とする。

(事務所の所在地)

第3条 この宗派は、事務所を京都市下京区堀川通花屋町下ル本願寺門前町本願寺内に置き、これを「宗務所」という。

(本山)

第4条 本願寺をもって宗門の中心たる本山と定め、一宗弘教の根本道場とする。

(門主)

第5条 門主は、この宗門の規程たる宗制及び宗法に基き、法灯を伝承して、この宗門を統一し、宗務を統裁する。

2 門主は、本願寺の住職をもって充てる。

3 門主が、遷化その他の事由に因って欠けた場合において、すみやかにその相承を行うことができないとき、又は未成年者であるとき、若しくは相当の期間その職務を行うことができないときは、門主代務を置くものとし、門主代務は、本願寺の住職代務をもって充てる。

(前門)

第5条の2 門主を退任した者を前門という。

(新門)

第5条の3 新門は、本願寺の新門をもって充てる。

2 新門は、門主を補佐する。

(本山の護持及び規則の遵守)

第6条 この宗派並びにこの宗派に包括されるすべての個人及び団体は、第2条の目的を達成するため、本山を永世護持する責務を負い、この宗規の外、宗制、宗法及びこれらの規則に基いて定められた規則を誠実に遵守しなければならない。

第2章 役員その他の機関

第1節 役員

(員数、資格及び任命)

第7条 この宗派には、4人の責任役員を置き、そのうち1人を代表役員とする。

2 代表役員には総長を、その他の責任役員には総務のうちから代表役員が申達する者を、門主が任命する。

(総長及び総務)

第8条 総長は、教師のうちから門主の指名する2人又は3人の総長候補者について、宗会が選挙を行い、その当選人を門主が任命する。

2 総務は、総長の申達によって、門主が任命する。

3 総長は、宗会議員総選挙の後に初めて、宗会の招集があったとき（宗会の解散に因る総選挙後の最初の宗会にあっては、必ず信任を問い、それが否決されたとき。）、又は宗会で不信任の決議案を可決し、若しくは信任の決議案を否決した場合におい

て、2日以内に宗会が解散されないときは、退任しなければならない。

4 総務は総長が退任し、又は欠けたときは、退任しなければならない。

5 総長及び総務は、退任した後でも、後任者が就任する時まで、なおその職務を行うものとする。

(職務権限)

第9条 代表役員は、この法人を代表し、その事務を総理する。

2 この宗派の事務は、責任役員の定数の過半数で決し、その責任役員の議決権は、各々平等とする。

3 代表役員以外の責任役員は、前項の規定による事務の決定に加わる外、代表役員を補佐して、その事務を分担掌理する。

(代務者)

第10条 左の各号の一に該当するときは、代務者を置く。

一 代表役員又は責任役員が病気その他の事由に因って3月以上その職務を行うことができないとき。

二 代表役員が任命の時から3年6月後又は宗会の解散に因る総選挙後の最初の宗会で信任を得てから3年6月後に、退任し、又は欠けたとき。

三 その他代表役員又は責任役員が死亡その他の事由に因って欠けた場合において、すみやかにその後任者を選ぶことができないとき。

2 代表役員の代務者は、総長代務者をもって、責任役員の代務者は総務代務者をもって充て、門主が任命する。

3 代務者は、代表役員又は責任役員に代ってその職務権限の全部を行い、その置くべき事由がなくなったときは、当然その職を退くものとする。

(仮代表役員及び仮責任役員)

第11条 代表役員は、この宗派と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、仮代表役員がこの宗派を代表する。

2 責任役員は、その責任役員と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。この場合において、その議決権を有しない責任役員の員数が2人以上となったときは、議決権を有する者が3人に達するまでの員数の仮責任役員を置く。

3 仮代表役員又は仮責任役員を置くべき事由が生じたときは、代表役員は、その旨を監正局長に通告しなければならない。

4 仮代表役員及び仮責任役員は、監正局長の申達によって、門主が任命する。

(教区及び組)

第12条 地方における宗務の運営を円滑にし、この宗派の目的の達成を図るため、地方を区分して教区を、教区を区分して組を設ける。

2 教区に教務所長を、組に組長を置く。

3 教区及び組は、所在の寺院及び教会を中心として、僧侶及び門徒の強固な結合並

びに寺院及び教会相互の緊密な組織の発達を促進し、且つ、教学の振興及び教化の充実に期さなければならない。

(補助機関)

第13条 代表役員は、この宗派の業務及び事業の運営に関し、必要な補助機関を設けて、その事務を分掌させることができる。

(解釈規定)

第14条 この宗規のいかなる規定も、この法人の役員その他の機関の職にある者に対し、この宗門の教義、信仰その他宗教上の機能、行持等について、いかなる支配権その他の権限も与えるものと解釈してはならない。

第2節 宗会

(宗会)

第15条 宗派の立法その他重要な宗務に関する議決機関として、宗会を置く。

2 宗会は、宗派全般の意思を尊重するように運営されなければならない。

3 宗制、宗法、宗規その他宗会の議決を経て定められた規則は、宗教法人法第18条第5項による「協議して定めた規程」とする。

(構成)

第16条 宗会は、単一の構成とし、僧侶及び門徒のうちから選出された宗会議員で組織する。

2 宗会議員の定数及び選挙人、被選挙人の資格、選挙区その他選出の方法に関する事項は、宗則で定める。

(議員の任期)

第17条 宗会議員の任期は、4年とする。但し、宗会開会中は、任期満了後でも閉会までなお在任し、宗会が解散されたときは、任期満了前に終了する。

(招集、解散)

第18条 宗会の招集及び解散は、門主の認許を得て、総長が行う。

2 宗会は、毎年2回、定期に招集する。但し、必要に応じて、臨時に招集することができる。

3 宗会議員の定数の2分の1以上の議員が、臨時緊急の必要を認めて要求するときには、総長は、宗会の招集を決定しなければならない。

(宗会解散による総選挙)

第19条 宗会が解散されたときは、解散の日から50日以内に総選挙を行い、その選挙の日から30日以内に宗会を招集しなければならない。

(権限)

第20条 宗会は、左に掲げる事項について議決する。但し、第4号に掲げる事項で宗教法人法第23条但書に該当するものは、事前又は事後に、宗会の承認を経るものとする。

- 一 宗制、宗法、宗規及び本願寺寺法の変更並びに宗則の制定及び変更
- 二 宗派及び本山の特別会計の設定
- 三 宗派及び本山の予算
- 四 宗派及び本山の宗教法人法第23条各号に掲げる事項
- 五 前各号の外、宗法、宗規、本願寺寺法及び宗則によって、宗会の職務権限に属された事項

- 2 宗会は、宗派及び本山の決算報告を審査する。
- 3 宗会は、この宗派に包括される個人及び団体から提出された請願について審議する。
- 4 宗会は、この宗派の業務及び事業に関する特別な、又は重要な事項について、議決し、又は建議することができる。
- 5 宗会は、宗務に関する調査を行い、これに必要な報告又は文書の提出を総局に求めることができる。

(常設委員会)

第20条の2 宗会は、その閉会中、常設委員会を設け、宗会が宗則で委任した事項及び内外の状況に因り宗会を招集することができない場合において緊急の必要がある事項について、宗会の権限を行わせるものとし、その委員定数、運営その他必要な事項は、宗則で定める。

- 2 常設委員会は、その処理した案件を次の宗会に報告しなければならない。但し、前項の規定による緊急の必要がある事項に関する決議については、次の宗会の同意を求めなければならない。この場合において、その同意を得なければ、その処置は、将来に対して効力を失う。

(定足数、議決数、会議公開など)

第21条 宗会は、宗会議員の定数の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 宗会の議事は、この宗規に特別の定がある場合を除いて、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 3 宗会の議事は、公開とする。但し、総長から要求があったとき、及び議長又は議員の要求により宗会が可決したときは、公開をとめることができる。

(役員)

第22条 宗会は、宗会議長及び宗会副議長各1人その他の必要な役員を選任する。

第3節 削除 (監査局の規定)

第23条 削除

第24条 削除

第25条 削除

第26条 削除

第27条 削除

第28条 削除

第29条 削除

第4節 監正局

(目的)

第30条 法規上の訴及び懲戒、係争又は紛争に関する事項を審判して、宗門の秩序を保持し、並びに財産の管理及び経理の運営に関する事項を検査するため、監正局を置く。

2 監正局は、宗門投票に関する事務を行う。

(組織)

第31条 監正局は、特別部、普通部及び会計検査部で構成する。

2 特別部は5人の特別審事で、普通部は15人以内の審事及び5人以内の監事で、会計検査部は15人以内の会計検査員で組織する。

(特別審事、審事、監事及び会計検査員)

第32条 特別審事は、宗務経歴を有する教師又は学識経験のある者若しくは専門的知識を有する者のうちから、宗会の同意を得、総長の申達によって、門主が任命する。

2 審事、監事及び会計検査員は、監正局長が指名する宗務経歴を有する教師又は学識経験のある者若しくは専門的知識を有する者のうちから、総長が任命する。

(任期)

第33条 特別審事、審事、監事及び会計検査員の任期は、2年とし、再任されることが出来る。但し、補欠の特別審事の任期は、前任者の残任期間とする。

(監正局長)

第34条 監正局に監正局長を置く。

2 監正局長は、特別審事のうちから、総長の申達によって門主が任命する。

3 監正局長は、監正局を統理する。

(特別部の職務権限)

第35条 特別部においては、左に掲げる事項をつかさどる。

一 宗則その他の規則及び宗務上の処分が宗制、宗法、宗規、本願寺寺法及び宗則に適合しているかどうかを審決すること。

二 宗門投票を行うことについて、及び宗門投票の結果について判定すること。

(普通部の職務権限)

第36条 普通部においては、懲戒、係争又は紛争に関する事項及び宗務上の処分に係る訴訟に関する事項について、審決、裁定又は調停を行う。

(会計検査部の職務権限)

第37条 会計検査部は、宗門、本山、直属寺院及び教区の財産の管理及び経理の運

営について検査を行う外、各種の決算の検査を行う。

(権限行使の限界)

第37条の2 監正局は、その権限に属する事務を行うについて、役員その他の機関から制約を受けることがない。

2 監正局は、宗門、本山、直属寺院及び教区の業務の執行に干渉してはならない。

第3章 寺院及び教会

(被包括団体)

第38条 この宗派が包括する宗教団体は、寺院及び教会とする。

(寺院の種類)

第39条 寺院は、本山、直属寺院及び一般寺院とする。

2 本山以外の寺院で、門主が住職となるものを「直属寺院」といい、その他のものを「一般寺院」という。

(寺院の定義)

第40条 寺院とは、宗制で定める本尊を安置し、門徒の帰依を受け、左に掲げる要件を備え、第2条の目的を遵奉して、この宗派と被包括関係を設定し、宗務所備付の寺院台帳に登録された宗教法人をいう。

- 一 本堂及び庫裏又はこれらに準ずる建物
- 二 教義の宣布、法要儀式の執行及び僧侶、門徒その他の信者の教化育成
- 三 住職、代表役員、責任役員及び門徒総代

(教会の定義)

第41条 教会とは、寺院に準ずる宗教団体で、宗務所備付の教会台帳に登録されたものをいう。但し、住職に代えて、主管者を置く。

(住職及び住職代務の資格及び任命)

第42条 一般寺院の住職は、宗法に基き、当該寺院の申請に係る教師について、門主が任命する。

2 住職が死亡その他の事由に因って欠けた場合又は病気その他の事由に因って相当の期間職務を行うことができない場合において、後任住職の任命の申請をすることが困難なときは、住職代務を置くものとする。

3 住職代務は、当該寺院の申請に係る教師について、総長が任命する。

4 一般寺院の住職が死亡その他の事由に因って欠けた場合において、後任住職の任命を申請しないとき、又は住職代務を置かないとき、及び住職又は住職代務が寺院の管理上不適任と認められる事由があるときは、総長は、住職又は住職代務を特命することができる。

(寺院の代表役員及び責任役員の資格及び任命)

第43条 直属寺院の代表役員、責任役員及び代務者は、総長の申達によって、門主が任命する。

2 一般寺院の代表役員は、当該寺院の住職をもって充てる。但し、第3項第2号から第5号までに掲げる者で当該寺院の申請に係るものについて、総長が任命することができる。

3 一般寺院の代表役員以外の責任役員は、左の各号の一に該当する者で住職の申請に係るものについて、総長が任命する。但し、少なくとも1人は、第5号に掲げる者でなければならない。

一 住 職

二 副住職

三 住職であった者

四 寺 族

五 門徒のうちから門徒総代が選んだ者

4 前条第4項の規定は、一般寺院の代表役員及び責任役員に準用する。

(寺院の代務者)

第44条 前条第2項及び第3項の規定は、一般寺院の代表役員の代務者及び責任役員の代務者に準用する。

(寺則の承認)

第45条 寺院(本山を除く。)の法人規則を「寺則」といい、その制定及び変更は、あらかじめ総長の承認を受けなければならない。直属寺院にあっては、総長の承認の外、更に門主の認許を得なければならない。

2 総長は、前項の規定による承認の申請を受理したときは、その申請を受理した日から1月以内に、その可否を決定し、申請者に通告しなければならない。

3 前項の場合において、不承認の通告を受けたとき、又は前項の期間内に可否の決定の通告を受けなかったときは、申請者は、その通告を受けた日又はその期間満了の日からそれぞれ1月以内に、監正局に異議の申立又は可否決定の申請をすることができる。

(寺院の設立、財産の処分等)

第46条 寺院(本山を除く。)の設立、移転、合併若しくは解散をしようとするとき、又は寺院が境内地、境内建物その他の重要財産を処分し、若しくは担保に供しようとするときは、総長の承認を受けなければならない。直属寺院にあっては、総長の承認の外、更に門主の認許を得なければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(災害の届出)

第47条 寺院(本山を除く。)の不動産その他の重要財産が火災その他の災害に因って滅失したときは、すみやかに状況を具して、その旨を総長に届け出なければならない。

(教会)

第48条 第42条から前条までの規定は宗教法人たる教会に、第42条及び第45条から前条までの規定は宗教法人でない教会に準用する。

(僧侶及び教師)

第49条 僧侶とは、宗法に基き、第2条の目的を遵奉し、得度式を受け、特定の寺院又は教会に属し、宗務所備付の僧籍台帳に登録された者をいう。

2 僧侶は、宗制及び宗法で定めるところに従い、この宗門及び本山並びに所属の寺院若しくは教会又は職務に従う寺院若しくは教会の護持発展に努めなければならない。

3 教師とは、宗法に基き、年齢20年以上の僧侶で、教師資格審査会の審査を経て、宗務所備付の教師名簿に登録されたものをいう。

(寺族)

第50条 寺族とは、宗法に基き、第2条の目的を遵奉し、当該寺院備付の寺族名簿に登録された者をいう。

2 寺族は、仏祖の冥加を感謝し、住職又は住職代務を補佐して、この宗門及び本山並びに寺門の護持発展に努めなければならない。

3 前2項の規定は、教会に準用する。

(門徒及び門徒総代)

第51条 門徒とは、宗法に基き、僧侶及び寺族以外の者で、第2条の目的を遵奉し、本山に帰向し、特定の寺院又は教会に帰属し、その備付の門徒名簿に登録されたものをいう。

2 門徒は、宗制及び宗法で定めるところに従い、この宗門及び本山並びに帰属する寺院又は教会の護持発展に努めるものとする。

3 寺院及び教会の門徒総代は、門徒で衆望の帰するものについて、住職又は管理者が委嘱する。この場合において、門徒総代たるべき者の選定方法について、責任役員が決定した定があるときは、住職又は管理者は、この定に従って、門徒総代を委嘱しなければならない。

(賦課金納付の義務)

第52条 寺院、教会、僧侶及び門徒は、この宗派の経費を負担する義務を負う。

2 前項の規定による負担金は、「賦課金」といい、その種類、率及び金額の決定及びこれらの変更は、宗会の議決を経なければならない。

第4章 財務

第1節 会計及び経費

(会計年度)

第53条 この宗派の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(歳入及び歳出)

第54条 この宗派の1会計年度における一切の金品の収納を歳入とし、一切の支出を歳出とする。

(量入為出の原則)

第55条 この宗派の毎会計年度における経費は、その年度の歳入で運用財産に属するものをもって支弁しなければならない。

(会計の区分)

第56条 この宗派の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、特別の目的に充て、又は特別の事業を行うため、一般会計と区別して経理する必要がある場合に限り、宗会の議決を経て設定する。

(本山の経費)

第57条 本山の運営護持に要するすべての経費は、この宗派が負担するものとする。但し、特別の必要に基き、本山において特別会計として独自の経理を行うことを宗会が承認したときは、この限りでない。

第2節 予算及び決算

(予算の編成)

第58条 歳入及び歳出は、すべて予算に編成しなければならない。

(予算の区分)

第59条 予算は、必要に応じて經常部及び臨時部に分け、各々これを類、款、項及び目に区分して、その性質及び目的を摘記しなければならない。但し、一般会計にあっては目を、特別会計にあっては類及び目を省略することができる。

2 収納した物資の出入は、別途に計上するものとする。

(予備費)

第60条 予見し難い予算の不足を補うため、予算中に予備費を設ける。

2 予備費は、第一予備費及び第二予備費とし、第一予備費はやむを得ない予算の不足を補い、第二予備費は予算外に生じたやむを得ない経費に充てるものとする。

(予算の議決)

第61条 予算は、会計年度ごとに代表役員が編成し、門主の認許を得、年度開始前の定期の宗会に提出してその議決を経なければならない。

2 特別の必要がある事項については、代表役員は、2以上の会計年度にわたる継続費として、宗会の同意を求めることができる。

(予算の施行)

第62条 年度予算が議決されたときは、代表役員は、その施行について、必要な措置を講じなければならない。

(予算の移用禁止)

第63条 年度予算において決定した経費の定額は、他の年度に属する経費に充てることができない。但し、年度内に終る予定の工事その他の事業で、やむを得ない事

由に因りその経費の支出を終らないものは、事前又は事後に宗会の承認を受けて、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

2 歳出予算は、各項に定める目的以外に定額を使用し、又は各項間において彼此移用することができない。

(一時借入)

第64条 代表役員は、予算の施行に当り、その収支の適合を図るため、一時借入をすることができる。但し、その借入金の現在高は、常に一般会計にあつては予算総額の1割、特別会計にあつては当該特別会計の予算額の3割をこえてはならない。

2 前項の規定による一時借入金は、当該年度の歳入で償還しなければならない。歳入不足に因り、当該年度内に償還することができないときは、償還の方法を明らかにし、これを次の宗会に提出してその承認を求めなければならない。

3 第1項の規定による一時借入金は、一般会計にあつては特別会計に、特別会計にあつては一般会計及び他の特別会計に充当してはならない。

(追加予算)

第65条 予算の議決後に生じた事由に因り、避けることができない経費又はこの宗派の義務に属する経費に不足を生じた場合に限り、代表役員は、追加予算を編成し、門主の認許を得て、宗会に提出することができる。

(更正予算)

第66条 経済界の変動その他特別の事由に因り、予算の施行に困難を生じたときは、代表役員は、更正予算を編成し、門主の認許を得て、宗会に提出することができる。

(臨時予算)

第67条 宗会において一般会計の年度予算が成立しなかったときは、代表役員は、門主の認許を得て、臨時予算を編成する。

2 臨時予算の編成は、1度限りとし、その期間は、3月をこえてはならない。

3 臨時予算は、当該年度の予算が成立したときは、その効力を失い、これに基く収入及び支出又は負担は、当該年度の予算に基いたものとみなす。

(決算)

第68条 決算は、毎会計年度終了後3月以内に、予算と同一の区分により代表役員が作成し、監正局会計検査部の検査を経て、門主に上申し、その検査報告とともに、翌年度の最初の定期の宗会に提出してその承認を求めなければならない。

2 決算には、当該年度末現在の財産目録及び貸借対照表並びに説明書を添えなければならない。

(剰余金)

第69条 決算に剰余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(平衡資金)

第70条 前条の規定にかかわらず、予算編成上収支の均衡を保つために歳入の一部

に繰り入れる資金として、宗会の議決を経て、前条の剰余金の一部又は全部を別途に積み立てることができる。

- 2 前項の規定による積立金を「平衡資金」といい、特別会計とする。
- 3 平衡資金の使用は、宗会の議決を経なければならない。

第3節 財産管理

(原則)

第71条 この宗派の財産は、僧侶、門徒等の懇念の結晶であるから、常に良好の状態において管理し、第2条の目的に応じ、最も効率的に運用しなければならない。

- 2 この宗派の財産は、宗法、宗規その他の規則に定める場合を除く外、交換し、貸し付け、又は適正な対価なしに譲渡してはならない。

(財産の区分)

第72条 この宗派の財産は、基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、左に掲げる財産とする。

- 一 不動産
- 二 宝物
- 三 基本財産として指定寄附を受けた有価証券、現金その他の動産
- 四 基本財産に編入することを宗会において議決した有価証券、現金その他の動産

- 3 運用財産は、左に掲げる財産とする。

- 一 賦課金
- 二 冥加金及び懇志
- 三 本山からの回付金
- 四 基本財産から生ずる果実
- 五 その他基本財産以外の財産及び雑収入

(基本財産の処分等)

第73条 基本財産は、処分し、又は担保に供することができない。但し、やむを得ない場合において、門主の認許を得、宗会の議決を経たときは、この限りでない。

- 2 借入(第64条の規定による一時借入を除く。)若しくは保証をしようとするとき、又は基本財産を運用財産に変更しようとするときは、門主の認許を得て、宗会の議決を経なければならない。

(財産台帳)

第74条 代表役員は、第72条に規定する区分に従い、財産台帳を作成し、これに財産の名称、種類、員数その他必要な事項を記載しなければならない。記載事項に変更を生じたときは、その都度訂正しなければならない。

(出納職員の責任)

第75条 金品の出納又は保管に関する事務を処理する役職員は、その所管に係る金品を失ったときは、自己の過怠に因るものでない旨を監正局会計検査部に証明し、

責任解除の決定を受けなければ、弁償の責を免れることができない。

第5章 仏教学院等

(設置)

第76条 この宗派は、第2条の目的を達成するため、仏教学院及び聞法会館を設け、その維持経営を行うとともに、宗門関係の財団法人、学校法人、社会福祉法人その他の法人及び団体の財務及び事業を助成する。

(中央仏教学院及び東京仏教学院)

第77条 教学を振興し、広く人材の養成に努め、特に教師の育成を図るため、左に掲げる仏教学院を設ける。

一 中央仏教学院 京都市右京区山ノ内御堂殿町27番地

二 東京仏教学院 東京都中央区築地三丁目築地別院内

2 仏教学院に各々院長を置き、院長は、代表役員の指揮監督を受けて、これを管理運営する。

3 仏教学院に関する会計は、特別会計とする。

(聞法会館)

第78条 本山参拝者の宿泊の便を図るため、京都市下京区堀川通花屋町上ル柿本町600番地1に聞法会館を設ける。

2 聞法会館に関する会計は、特別会計とし、事業会計の決算に剰余を生じたときは、これを一般会計の歳入に繰り入れ、又は宗会の議決を経て別途に積み立てるものとする。

第6章 宗門投票

第79条 この宗規の外、宗制、宗法又は本願寺寺法の変更により、宗派の組織に重大な変革が行われるとき、又は宗門の安危に関する重大な事項が起ったときは、門主又はこの宗派に包括される宗教団体の発意に基き、宗則で定める手続に従い、宗門投票を行うものとする。

2 宗門投票は、宗門一般の投票により、前項に規定する事項について、この宗派の意思を決定する最終的方法であるから、その結果は、この宗派の総意として、何人もこれに従わなければならない。

第7章 補則

(褒賞)

第80条 この宗派に包括されるすべての個人及び団体は宗門若しくは社会に対する功労又は他の模範となる善行に対して宗則で定める手続に従い、褒賞を授与される。

(懲戒)

第81条 この宗派に包括されるすべての個人及び団体で、宗制、宗法、宗規又は宗則の規定に違反して宗門の秩序をみだしたものは、宗則で定めるところにより、懲戒処分の審判に付せられる。

2 この宗派に包括されるすべての個人及び団体は、前項の規定によらないで、審問若しくは懲戒を受け、又は特定の不利益を課せられることがない。

(欠格)

第82条 この宗派の役員その他機関の職にある者は、左の各号の一に該当する者であってはならない。

- 一 年齢20年未満の者
- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 破産者で復権を得ていない者
- 四 軽戒以上の懲戒処分を受け、その決行を終るまで、又は決行を受けることがなくなるまでの者
- 五 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(宗規の変更)

第83条 この宗規中、第1章(総則)、第2章(役員その他の機関)、第40条(寺院)、第52条(賦課金)、第4章(財務)、第6章(宗門投票)、第85条(合併)、第86条(残余財産)及びこの条の規定を変更しようとするときは、宗会議員の定数の4分の3以上が出席した宗会において、出席議員の4分の3以上の多数で議決しなければならない。

2 前項に掲げる規定以外の規定を変更しようとするときは、宗会議員の定数の2分の1以上が出席した宗会において、出席議員の過半数で議決しなければならない。

第84条 前条第1項の規定による宗規の変更は、宗門全般に公示し、その公示の日から2月以内に宗門投票を行う決定がなされない場合に限り、代表役員は、宗教法人法第26条第1項前段の規定による手続をするものとする。

(合併)

第85条 第83条第1項及び前条の規定は、この宗派が合併しようとする場合に準用する。

(残余財産の帰属)

第86条 宗教法人法第43条第2項第4号又は第5号の規定によって、この宗派が解散したときは、その残余財産は、本山に帰属する。

(公告及び公示の方法)

第87条 この宗派の公告及び公示は、機関紙「宗報」に1回掲載し、及び宗務所の掲示場に10日間掲示して行う。

(施行細則)

第88条 この宗規で定めるものの外、この宗規を施行するために必要な細則は、宗則で定める。但し、宗則で委任された事項に関しては、総長は宗達で、監正局長は達示で定めることができる。

附 則

- 1 この宗規は、この法人の設立の登記をした日から施行する。
(昭和27・5・31施行)
- 2 この宗規施行の際現に施行されている宗制、宗法、宗則（宗法又は宗規に抵触する規定を除く。）及び本願寺寺法は、それぞれこの宗規にいう宗制、宗法、宗則及び本願寺寺法とする。
- 3 この宗規施行の際現に総長又は総務たる者は、この宗規にいう総長又は総務とする。
- 4 この宗規施行の際現に宗会議員、宗会議長、審判局長、特別審事、審事、監事、教務所長又は組長たる者は、それぞれこの宗規にいう宗会議員、宗会議長、審判局長、特別審事、審事、監事、教務所長又は組長とする。但し、任期があるものについては、従前就任の日から起算する。
- 5 この宗規施行の際現に存する宗教法人法附則第3項の宗教法人に該当する寺院は、この宗規にいう寺院とする。但し、当分のうち、この宗規施行後も、なお従前の例による。
- 6 この宗規施行の際現に住職、住職代務又は副住職たる者は、それぞれこの宗規にいう住職、住職代務又は副住職とする。但し、住職代務の任期については、従前就任の日から起算する。
- 7 この宗規施行の際現に存する僧侶又は教師たる者は、この宗規にいう僧侶又は教師とする。
- 8 この宗規施行の際現に存する寺族、門徒又は門徒総代たる者は、それぞれこの宗規にいう寺族、門徒又は門徒総代とする。但し、門徒総代の任期については、従前の例により、従前就任の日から起算する。
- 9 この宗規施行の際現に賦課されている賦課金は、この宗規による賦課金とみなす。
- 10 この宗規施行の際現に施行されている予算は、この宗規による予算とみなす。
- 11 この宗規施行の際現に授与されている褒賞は、この宗規による褒賞とする。
- 12 この宗規施行の際現に審判局に係属中の事件又は既判の審決その他の処分はそれぞれこの宗規によるものとする。但し、その審決の手續については、なお従前の例による。

附 則（第2回一部改正の附則）

- 1 この宗規の変更は、認証書の交付を受けた日から施行する。
(昭和30・6・1施行)
- 2 この宗規の変更施行の際現に特別審事、審事、監事及び会計検査員たる者は、それぞれこの宗規の変更による特別審事、審事、監事及び会計検査員とみなす。但し、その任期については、従前の例により、従前就任の日から起算する。

附 則（第3回一部改正の附則）

この宗規の変更は、認証書の交付を受けた日から施行する。

(昭和42・5・22施行)

附 則 (第5回一部改正の附則)

この宗規の変更は、文部大臣の認証書の交付を受けた日(昭和51年6月1日)から施行する。

附 則 (第6回一部改正の附則—この改正は、宗会議員立法による)

この宗規の変更は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (第7回第2節宗会規定の全面改正の附則—この改正は、宗会議員立法による)

- 1 この宗規変更は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この宗規変更施行の際現に宗会議員たるものは、この宗規変更による宗会議員とし、その任期については、従前の規定による総選挙の日から起算する。
- 3 この宗規変更施行の際現に宗会議長および宗会副議長たるものは、この宗規変更による宗会議長および宗会副議長とする。
- 4 この宗規変更の際従前の規定による常置委員会で処理した事項については、すべて宗会において議決したものとする。
- 5 この宗規変更施行の際現に施行されている宗会議員の選挙に関する規定は、この宗規変更による規定とする。

附 則 (第8回一部改正の附則)

この宗規の変更は、文部大臣の認証書の交付を受けた日(平成8年10月16日)から施行する。

附 則 (第9回一部改正の附則)

この宗規の変更は、文部大臣の認証書の交付を受けた日(平成12年12月7日)から施行する。

附 則 (第10回一部改正の附則)

- 1 この宗規の変更は、文部科学大臣の認証書の交付を受けた日(平成14年1月29日)から施行する。
- 2 この宗規の変更施行の際現に特別審事、審事、監事及び会計検査員たる者は、それぞれこの宗規の変更による特別審事、審事、監事及び会計検査員とみなす。但し、その任期については、従前の例により、従前就任の日から起算する。

附 則 (第11回一部改正の附則)

- 1 この宗規の変更は、文部科学大臣の認証書の交付を受けた日(平成16年6月11日)から施行する。
- 2 この宗規の変更施行の際現に寺族たる者は、この宗規の変更による寺族とみなす。
- 3 この宗規の変更施行の際現に存する寺族の関係規則については、この宗規の変更に伴い、必要な改正措置を講じなければならない。

4 前項の規定により、この宗規の変更に伴う寺族の関係規則の改正措置が講じられるまでの間、寺族の関係規則については、なお従前の規定によるものとする。

附 則（第12回一部改正の附則）

この宗規の変更は、文部科学大臣の認証書の交付を受けた日（平成17年3月15日）から施行する。

附 則（第13回一部改正の附則）

1 この宗規の変更は、平成18年4月1日から施行する。

2 この宗規の変更施行の際現に存する宗教法人でない教会の管理者の所属は、当該宗教法人でない教会とする。この場合において、僧侶規程（昭和21年宗則第9号）及び冥加金規程（昭和22年宗則第37号）の所属寺変更に関する規定は、これを適用しない。

附 則（第14回一部改正の附則）

この宗規の変更は、平成20年4月1日から施行する。